

スポーツ施設の指定管理者の指定の変更について

1 趣旨

現横浜文化体育館について、令和3年3月31日までとしている指定管理者の指定の期間を令和2年10月31日までに変更します。

2 変更を行う理由

横浜武道館（サブアリーナ施設）の供用開始時期の前倒しに伴い、現横浜文化体育館の解体工事着手時期を早めたため、現横浜文化体育館の指定管理者の指定の期間を変更します。

3 指定期間の変更時期の考え方

「東京2020大会」閉幕となる9月6日をもって現横浜文化体育館の営業を終了し、10月31日までの指定管理期間において備品搬出等を行います。

そのため、現横浜文化体育館の指定管理者の指定の期間を10月31日までとします。

<図 スケジュール>

